**◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一四九号）（財務省）

1　復興特別所得税の額から控除する集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の計算等の細目を定めることとした。（第二条の二関係）

2　上場株式等の配当等に係る所得税の額又は復興特別所得税の額から控除された復興特別所得税の額がある場合における源泉徴収特別税額の計算の細目を定めることとした。（第一〇条関係）

3　集団投資信託の収益の分配に係る控除外国所得税の額がある場合における源泉徴収特別税額の計算の細目を定めることとした。（第一三条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成三二年一月一日から施行することとした。

**◇復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一五〇号）（財務省）

1　復興特別法人税に係る法令の適用の特例等について、税理士法に係る読替規定を削除することとした。（第一〇条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

**◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一五一号）（財務省）

1　特定駐留軍用地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類について、添付することに代えて保存していることをその適用の要件とすることとした。（第六三条の三及び第六三条の四関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

**◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一五二号）（財務省）

1　関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　銅・鉛・亜鉛の地金の暫定税率を廃止し、基本税率により改正前の水準（無税）を維持することとしたことに伴い、電解精製用の鉛の塊における軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定を関税暫定措置法施行令から関税定率法施行令に移行することとした。（関税定率法施行令第五七条並びに関税暫定措置法施行令第三二条関係）

㈡　特別緊急関税制度に関し、輸入数量の計上方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）

2　暫定税率を適用する揮発油、灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定について、ガソリンに添加されるもの（ベンゼン、トルエン又はキシレン）を除外することとした。（関税暫定措置法施行令第五条及び第六条関係）

3　関税割当制度の適用を受ける物品につき平成三〇年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

4　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

**◇保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第一五三号）（金融庁）

1　少額短期保険業に係る保険の保険金額に関する経過措置

㈠　特定保険業者であった少額短期保険業者等が保険の引受けを行う場合には、一の被保険者につき、引き受け可能な上限額を本則に定める保険金額の二倍とすることとした。（附則第三条第一項関係）

㈡　平成三〇年三月末時点において特定保険業者であった少額短期保険業者と保険契約を締結している者については、当該保険契約の区分を変更せず、かつ、当該保険契約の被保険者が含まれる形で更新等し続けることにより、既契約から切れ目なく保険加入し続ける場合に限り、直近の保険契約の保険金額を限度として、本則の二倍以上の保険金額による保険の引受けを可能とすることとした。（附則第三条第二項関係）

2　その他所要の経過措置を定めることとした。

3　施行期日

この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

**◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五四号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万六、〇〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）

2　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、療養を受けた日数等に応じ、三万六、七〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）

3　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、六七万三、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

4　法第五四条第二項第一号のばい煙に含まれる対象物質の単位排出量当たりの賦課金額を、五一円一一銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）

5　法第五四条第二項第二号のばい煙に含まれる対象物質の単位排出量当たりの賦課金額を、一、八四九円六二銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）

6　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

**◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五五号）（内閣府本府）

1　支給認定教育・保育等に係る負担上限月額の引下げ

市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一円未満である場合における支給認定保護者に係る教育認定子どもが受けた支給認定教育・保育等に係る負担上限月額を引き下げることとした。（第四条～第七条、第一一条及び第一三条関係）

2　拠出金

㈠　子どものための教育・保育給付の費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号。以下「法」という。）第六六条の二第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、一、〇〇〇分の五七・五とすることとした。（第二四条の二関係）

㈡　法第七〇条第二項の拠出金率は、一、〇〇〇分の二・九とすることとした。（第二七条関係）

3　保育充実事業に要する費用の補助

法附則第一四条第三項の規定による国の補助は、特定市町村又は事業実施市町村が行う保育充実事業に要する費用の額から、それらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととした。（附則第二〇条関係）

4　その他所要の改正を行うこととした。

5　施行期日等

㈠　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（改正令附則第二条及び第三条関係）

㈡　特別会計に関する法律施行令（平成一九年政令第一二四号）について所要の改正を行うこととした。（改正令附則第四条関係）

㈢　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。